

宇佐市公民館のコミュニティセンター化について

報告書概要版

コミュニティセンター化検討の背景と経過

〔検討の背景〕

公民館に社会教育の機能に加え、持続可能な地域づくりに貢献することが求められるようになったことや、「地域の活性化のため、幅広い市民活動の場として利用できるよう検討してほしい」といった声があったことなどを受けたものです。

〔検討の経過〕

「宇佐市公民館のあり方検討委員会」を設置して令和6年1月までに8回の委員会を開催し、報告書を取りまとめました。

《委員の構成》

自治会連合会、地域コミュニティ組織、公民館などの各代表者

《検討結果概要》

公民館のコミュニティセンター化を求める

※移行目標令和7年度



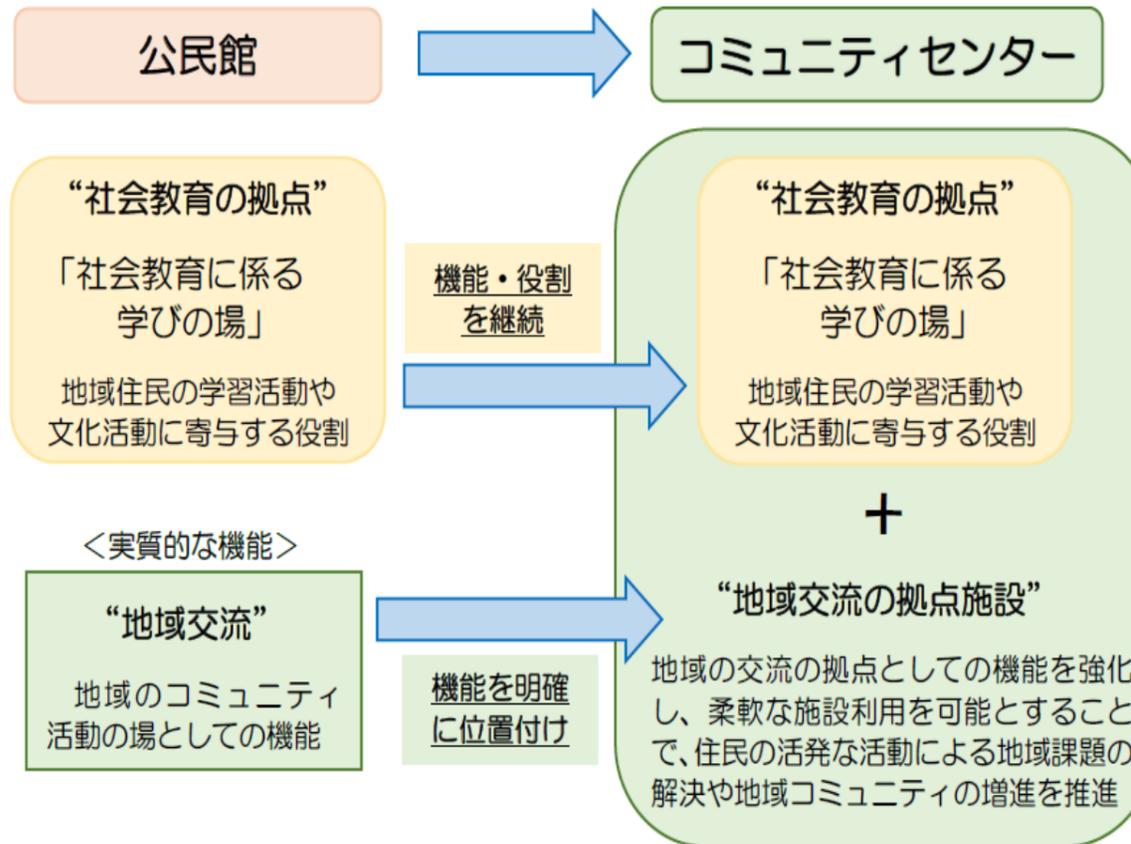
コミュニティセンターへ

＜移行スケジュール＞ 安心院、院内地域を先行して移行

地域	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	時期未定
安心院 院内	中央 地区 公民館	検討委員会 意見の集約		移行準備、 地域説明等	コミュニティ センターとして運営	施設管理委託検討 ※旧地区館
		公民館として運営		移行準備	コミュニティ センターとして 運営	

コミュニティセンターに求める役割

～ めざすコミュニティセンター化のイメージ ～



『社会教育の拠点としての機能』

地域住民の日常生活に密着して課題解決を図る「社会教育に係る学びの場」としてありつづけること

『地域交流の拠点としての機能』

公民館が実質的に果たしている「地域コミュニティ活動の場」の機能を明確に位置付けること

◎社会教育

現在の公民館と同様に事業を推進する体制を整備

◎地域交流

利用の自由度を広げ、地域コミュニティの増進に資する施設へ

コミュニティセンター化の概念と対象の公民館

社会教育法の制約を受けない施設とすることで、柔軟な運用を可能とし、地域づくり活動を行う場として利用の自由度を広げることをいいます。

様々な用途に使えるようになり、地域交流の活発化が図れます。

なお、コミュニティセンター化後も社会教育は引き続き教育委員会が実施します。

コミュニティセンター化の対象は、宇佐市公民館条例に定める下記の公民館です。

- 安心院地域：安心院中央と深見、佐田、津房 ※安心院地区公民館は中央公民館と同施設
- 院内地域：院内中央と両川、高並、東院内、院内、南院内
- 宇佐地域：四日市、宇佐、長洲、駅川

※四日市、深見などは「コミュニティセンター」の名称ですが、社会教育法が適用される「公民館」でもあり、今回のコミュニティセンター化の対象施設です